

◆御依頼日： 8月16日

◆御依頼内容

1. 米国・英国・カナダで裁判の様子をインターネット配信することを可能にするための法的根拠が分かる資料
2. 米国・英国・カナダで裁判の様子をインターネット配信する事例について、懸念及びそれに対する対応が示されている資料（各国における議論）

標記の御依頼について、以下の資料を御提供いたします。

なお、インターネット配信について取り上げている資料が少なかったため、放送や配信一般について述べている資料を含めております。

1. 裁判を配信することを可能にするための法的根拠が分かる資料

アメリカについて資料1～3、イギリスについて資料4～6、カナダについて資料7～9を御提供いたします。

①アメリカでは、試行プログラムとして審理の電子的公開が行われ、その後も一部の裁判所で試行プログラムが続行されています（資料1, p.40, 資料2）。合衆国司法会議（Judicial Conference）が承認した、法廷での撮影機器等の使用に関する指針は、裁判官が録画、放送等を許可できる場合として、「合衆国司法会議により承認された試行プログラムに従う場合」を挙げています（資料2・3）。

②イギリスでは、最高裁判所実務指針（Supreme Court Practice Directions）の para.6.6.9 及び para.8.17.1 に、最高裁判所法廷のインターネット公開に関する規定があります（資料4）。最高裁判所実務指針の関係部分を御提供いたします（資料5・6）。

③カナダの最高裁判所のウェブサイト（資料7）では、審理の放送・ウェブキャストは、カナダ最高裁判所の記録へのアクセス方針に関する指針（資料8）等に規定された制限に反しない範囲で行われると説明されています。関連資料として、最高裁判所のウェブサイトに掲載されている、裁判手続がウェブキャストされる場合があること等を記載した通知（資料9）を御提供いたします。

2. 裁判の様子を配信する事例について懸念及びそれに対する対応が示されている資料

①アメリカにおける議論について、資料10～13を御提供いたします。

資料10はアメリカ議会調査局がまとめた資料であり、裁判の放送に関する主要な議論のうち、裁判の運営に関する懸念として、カメラ等の機器が法廷運営を阻害する可能性、プライバシーの問題（陪審員、証人等への影響の可能性）、法廷における議論への影響が挙げられています。また、こうした懸念に対する対応として、法廷運営を邪魔しない目立ちにくい機器を使用することや、プライバシーへの配慮のため、証人を特定できないように映像をぼかすこと、証人に録画を拒否する権利を認めること、特定種類の裁判（少年事件、DV事件等）の撮影を禁止することなどが州裁判所等で行われていることが紹介されています（pp.19-22）。